

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

当町では、被保険者の所得水準が低く、所得割による税収の確保が困難なため、被保険者全体で広く負担していただく必要があります。このため、現在、応能割(所得割)・応益割(均等割)の賦課割合を概ね 53 対 47 としております。

また、応益割(均等割)には、所得の少ない方に 7 割 5 割 2 割の法定軽減が適用されることに加え、国、県の低所得者対策として保険基盤安定負担金が交付されることから、町及び被保険者の財政負担を抑える効果があります。こうしたことから、今後も、被保険者の所得状況を注視すると共に税負担のバランスを考慮しながら、応能割と応益割の賦課割合 50 対 50 を維持してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

高齢者や子どもなどは一般的に支払能力が乏しいことは理解しています。しかしながら当町の令和元年度予算では、都道府県化に伴う国や県から激変緩和措置が対前年度と比較して約 5,500 万円の減額、税率等の改正を実施したものの被保険者の減少による国保税収の減少により、町からの法定外繰入金 1.5 億円を計上しており、大変厳しい状況にあります。将来的には益々厳しくなることが予想されています。

現行制度の下では、子どもの均等割を廃止することは、その負担を他の被保険者あるいは、町民全体に負わせなければならないという財源の問題が生じます。更に子どもへの税負担につきましては、全国共通の課題であるため、国の施策として実施することが適当であると考えており、町では、町村会や県をとおして子どもに係る均等割の軽減措置を講ずるよう国に対し要望しております。今後も引き続き要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

法定外繰入金は、国保以外の一般町民の方からの税金を投入することになり、税の公平性の観点からも課題があると考えております。

当町といたしましては、厳しい被保険者の状況等を十分考慮しながら、長期的な視点に立ち、法定外繰入金の段階的な解消に取り組んでまいります。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

当町では、国保税の減免制度につきましては国保税の減免実施要綱を策定し、世帯の所得が生活保護基準の概ね 1.3 倍未満にある世帯を対象としております。国保税減免基準額の引き上げは、都道府県化により、県内全市町村が同じ制度で運用することが望ましいと考えておりますので埼玉県に対して国保税減免基準額の統一化を検討するよう要望してまいります。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

前回答と同様、埼玉県に対して検討するよう要望してまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

窓口の一部負担金の減免制度につきましては、一部負担金の減免猶予実施要綱を策定し、入院療養の場合で世帯の所得が生活保護基準の概ね 1.3 場合未満にある世帯を対象としております。窓口の一部負担金減免の基準額の引き上げは、前回答と同様に都道府県化により、県内全市町村が同じ制度で運用することが望ましいと考えておりますので埼玉県に対して窓口の一部負担金の減免の基準額の統一化を検討するよう要望してまいります。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

国保税の減免申請につきましては、対象者の所得や生活状況を確認させていただくため、必要最小限の書類を添付して頂いております。現在、窓口でスムーズに手続きができるように申請書の記入例等を作成し対応しております。今後も現行制度の可能な範囲で手続きの簡素化を検討してまいります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なっ

てください。

【回答】

滞納整理につきましては、納期内に納付している多くの方々との不公平が生じないように、国保担当と徴収担当で連絡を密に取り合いながら、滞納を放置することなく、法令に基づき厳正に対処することを基本としております。財産調査により収入や財産状況を見極め、収入・財産のある滞納者につきましては、差押や換価などの滞納処分を厳正に執行しております。

なお、生活困窮や事業不振などのために、納付したくても納付できない滞納者につきましては、個々の納付相談により、生活実態、家計収支、資産の状況等をきめ細かく確認したうえで、分納納付が適当なのか又は滞納処分の執行停止が適当なのかを判断するなど、実態に即した対応に努めております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

滞納処分につきましては、法令に基づき厳正に対処することとしております。差押禁止財産、保障されている生活費の差押えにつきましては、実施しておりません。滞納処分については、財産調査や財産の状況を見極め、法令順守し、対応しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあつてはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

有効期間の短い短期被保険者証や資格証明書につきましては、特別な事情もなく、一定の期間を再三の督促や催告、納税相談の働きかけにも応じない方に発行しております。

滞納世帯との接触の機会を増やし自主的な納付を直接働きかけることを目的として行っているもので、納税者との公平性の観点から必要なことと考えております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

有効期間の短い短期被保険者証につきましては、対象者に保険者証受領の案内をした後、1ヶ月半ほど留置をし、全員に郵送しております。また、資格証明書につきましては、発行後すぐに郵送しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書につきましては、特別な事情が無く、国保税の納期限から1年間を経過しているにも関わらず、納付や納税相談等に応じない方に対し、納税相談の機会を確保し、国保税の適正な収納を図るための措置として実施しております。

納税者との公平性を確保するためにも資格証明書の発行はやむを得ないと考えており

ます。一方で対象者の方が、受診を控えることがないよう、生活実態を十分把握し、適正に対処して参ります。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

国保運営協議会の委員につきましては、既に公募を実施しております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

町民の意見を十分反映するため、国民健康保険運営協議会を組織し、町の被保険者からの公募や医師や薬剤師などの医療関係者、国保以外の健康保険に加入する方を委員とし、国保運営全般に対して意見を頂いております。また、窓口においても町民の方から様々なご意見を頂いており、こうした意見を国保運営上の参考として改善に努めてまいります。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

平成 29 年度から特定健診の自己負担額の完全無料化を実施しております。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

健診内容は、南埼玉郡市医師会管内（久喜市、白岡市、蓮田市、宮代町で構成）で実施されており、毎年、国の方針や各市町からの要望等を踏まえて検討し、改善をしております。今後におきましても管内市町と連携し、適宜改善してまいります。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

医療、保健、介護の連携が益々重要となる昨今、今後の保健事業及び高齢者へのフレイル対策を推進するため、今年度から保健センターに保健師を 1 名配置いたしました。今後とも保健センターとの連携をさらに強化し、保健事業を推進してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

当町では、個人情報等の法令等を十分遵守し、個人情報の管理体制を徹底して取り組んでおります。今後とも管理体制を徹底してまいります。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

現在、短期保険証、資格証明書の発行は行っておりません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

当町では、人間ドックの助成事業を実施しておりますが、令和元年度からは人間ドックの自己負担額の引き上げやみやしろ健康マイレージ事業への参加を促しております。

今後とも健康長寿事業（令和元年度から後期高齢者医療保健事業補助金に変更）を有効に活用し高齢者の健康増進を図ってまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

当町では、特定健診は無料で実施していますが、人間ドックは補助金、がん検診は一部自己負担で、歯科健診は後期高齢者医療広域連合で実施しております。人間ドック、がん検診につきましては、事業費も高額で財政負担も大きいことから受診者の方に一部自己負担をお願いしております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

第7期介護保険事業計画に関する実質的な事業の推移につきましては、地域支援事業費全体及び介護予防・日常生活支援総合事業費とも計画値の80%から90%の範囲で推移しており、ほぼ予想通りと考えております。このことから当面は安定した事業運営が行うことができるものと考えており、万が一予算に不足が生じた場合は、補正予算等により対応して、必要なサービスの維持をしたいと考えております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

当町では、現在A類型のみを実施しており、B類型については実施を検討している状況でございます。担い手の育成としては、町社会福祉協議会に委託して、認定ヘルパー養成講座（3日間、計18時間の研修）を実施しており、これまで30名を育成しました。なお、実際に従事された方は1名のみですが、当町においてはA類型のサービスが未だ定着していないため、A類型のサービスの定着とともに増加していくものと考えております。

- 事業所数 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当） 14か所
- 第1号訪問事業（緩和した基準による介護予防訪問介護） 4か所
- 第1号訪問事業（介護予防通所介護相当） 22か所
- 第1号訪問事業（緩和した基準による介護予防訪問介護） 2か所

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

当町では、総合事業の開始前に要支援1及び要支援2の方の利用があった全ての訪問介護及び通所介護事業所が現行相当サービスを提供しており、総合事業への移行を理由とする利用者への影響はないものと考えております。

また、サービス単価についても国が提示する単価を上限額に設定しております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

当町では、多職種の専門職が参加する自立支援型の地域ケア会議の開催を予定しており、参加者には身体機能の専門職である理学療法士・作業療法士以外にも、地域の生活支援サービス、介護保険外サービス等に詳しい生活支援コーディネーターにも参加を依頼しております。その他にも薬剤師、管理栄養士等にも参加いただく予定であり、多方面から自立支援・重度化防止に向けた意見をいただけるものと考えております。

他にも高齢者の方が住みなれた地域で生活を継続できるよう、生活支援体制整備や在宅医療・介護連携等にも力を入れて参ります。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

当町では、今年度から認知症当事者の方やその家族、また地域の方や専門職の方が参加する集いの場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開設を予定しております。オレンジカフェでは、認知症のこと、医療や介護に関することなどの相談、情報交換などを行っていただき、認知症の方、認知症に関わる方への支援になるものと期待しております。

また、昨年度から認知症高齢者声かけ訓練を実施しており、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

当町では、日中の訪問介護等のサービスを望まれる方が圧倒的に多く、昨年度は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、利用者のいない状況です。

しかしながら、高齢独居世帯の増加や夜間緊急時の対応等を考慮しますと当サービスに対する潜在需要は今後大きくなるものと予想しております。当該サービスの認知度の低さが一因であると認識しており、町といたしましては、当サービスの周知に取り組んでまいります。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月から「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護保険制度では、介護サービスにかかる費用単価は全国一律で決められ、そのうえで、人件費等の地域間格差の是正のための加算や介護職員の処遇改善のための加算等がなされる介護報酬の体系であり、また、サービスの提供に関しましても、基準に基づき全国でほぼ同一のサービス提供を行うものであります。

そのようなことから、町単独での補助制度などの財政支援を導入することは、制度の趣旨的にも、町の財政負担の面でも、独自施策実施の予定はございません。

「働き方改革関連法」の施行にともなう改正については、労働局等の各種相談窓口について、周知してまいります。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働

者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

外国人技能実習制度や特定技能の在留資格制度は、今後は、事業者において活用されることも予想されます。事業所との情報交換や指導をとおして、適切な運用になるように対応してまいります。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

国において、平成 31 年 4 月に「介護労働現場におけるハラスメント対策マニュアル」が策定されました。今後は、事業所への本マニュアルの周知と活用促進に取り組んでまいります。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホームにつきましては、既に広域型特養 3 か所 300 床、地域密着型特養 1 か所 29 床、合計 329 床分及び小規模多機能型居宅介護が 1 ヶ所整備されております。今後の整備においては、待機者の状況等を勘案し、また、県の整備計画と整合させながら整備してまいります。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

国の施策による制度充実についての要望につきましては、近隣自治体の動向を捉え、適切に対応してまいります。

(3) 要介護 1・2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

特別養護老人ホームの入所申込みにつきましては、平成 27 年 4 月から原則として要介護 3 以上の方となりましたが、要介護 1・2 の方でも特段の事情があれば、入所申込みができることが国から指針において示されております。

当町では、この国の指針を適切に運用するため、町内の特別養護老人ホーム事業者に対して説明会を行い、周知を図りました。

今後も引き続き、特別養護老人ホーム事業者と連携し、特例入所の適切な運用を図ってまいります。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】

2018年度の本町の保険者機能強化推進交付金の交付決定額は、4,939,000円です。

交付金は、高齢者の自立支援、介護予防、要介護状態の重度化防止に資する事業に充当予定です。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

2019年度の保険者機能強化推進交付金については、5月末日現在、評価指標は示されているものの、評価指標の該当状況調査の様式すら未だ示されておらず、当町の評価点数が何点なのか、交付金の額がいくらなのかといったことがまったく明らかにされていない状況です。

使途につきましては、現段階では9月議会において補正予算の承認をいただき、2018年度と同様の事業に充当したいと考えております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

要介護認定率については、毎月報告する事業報告書をもとに厚生労働省が管理運営する地域包括ケア見える化システム内でデータ管理をしています。

2019年度の評価指標では、(1)2018年1月時と2019年1月時の変化率(2)2018年1月時～2019年1月時と2017年1月時～2018年1月時の変化率の差について(1)(2)の上位5割を評価すると示されており、機械的に推測した数値で算出する事は無いと考えております。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

町の介護保険給付費準備基金の活用や国から示される指針等に留意し、適正な介護保険料の設定に努めております。

第7期の保険料におきましては、介護保険給付費準備基金を最大限に活用し、保険料は基準額で1円の引き下げとなりました。

また、令和元年度の保険料から法令により、公費負担による負担軽減が強化され、宮代町においても負担軽減を拡大いたします。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

介護保険料につきましては、生活保護基準以下の収入で、何らかの事情で生活保護を受給できない方等を対象とした独自の減額制度があります。

低所得者を対象とした、さらなる拡大につきましては、減免に要する費用が、他の第1号被保険者の保険料に転嫁することとなることから、その影響を十分に考慮して、慎重に検討してまいります。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

介護保険料の納付が原則であり、滞納にならないように納付の相談に取り組んでおります。しかしながら、保険料を滞納している方が、保険給付を受け続けることは、介護保険制度の趣旨に反し、保険料の納付意欲を減退させます。保険料が確実に収納されることは、制度の根幹であるため、やむをえず、滞納者に対する保険給付を制限し、被保険者間の公平を図るものです。法令に基づき適切に運営してまいります。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

第7期介護保険事業計画については、地域支援事業を主体に延べ21担当で所管する17事業を重点事業に定め、福祉等に識見を有する者及び公募市民により組織する「みやしろ健康福祉事業運営委員会高齢者福祉部会」において、各年度ごとに目標設定、中間評価、年度末評価等の進行管理を実施しています。平成30年度の間接評価では、A評価：16担当（13事業）、B評価：1担当（1事業）、C評価：2担当（1事業）D評価：2担当（2事業）という結果となり、A・B評価が全体の82.3%となりました。

給付総額については、被保険者数の増加に伴い、上昇傾向にあります。

■平成29年度給付費総額：2,255,113,803円

平成30年度給付費総額：2,372,896,903円（5.2%上昇）

■平成30.3.31被保険者数：10,545人

平成30.11.30被保険者数：10,789人（2.3%増）

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

当町では、町の独自事業といたしまして、介護保険制度における負担限度額の認定を受けている方を対象とした、サービス利用者負担の一部を助成する介護サービス利用者負担助成事業を行っております。引き続き、所得が低い方でも必要な介護サービスが受けられるよう、助成事業の適正な実施してまいります。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

昨年度、当町に相談のあった高齢者虐待は1件でございました。深刻な相談への対応方法としては、介護保険制度によるショートステイ等を利用し、虐待の原因となる養護者と生活の分離を行うなど被虐待者の安全を確保することが重要であり、その上で養護者が抱える問題・要因等の解決を行うことが必要と考えております。

なお、当町では援護を要する高齢者及び障がい者等が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を継続できるよう、関係機関が相互に連携する取り組みとして「要援護者見守り支援ネットワーク」を設置しております。高齢者虐待が疑われるようなケースについては早期に発見し、関係機関が連携して見守りや積極的な支援を行うことで高齢者虐待の発生を未然に防ぐことに繋がるものと考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

近隣市町とともに広域で設置している埼玉葛北地区地域自立支援協議会を通じて令和2年度末までの整備に向けて検討を進めているところです。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

近隣市町とともに広域で設置している埼玉葛北地区地域自立支援協議会を通じて整備に向けて検討を進めているところあり、必要に応じて予算化を検討していきます。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

埼玉葛北地区地域自立支援協議会での検討においては、圏域の入所施設、通所事業所、相談支援事業所、基幹相談支援センター、行政が一体となって整備の検討を進めています。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

通所事業所に通所されている利用者へアンケート調査を実施するなど、当事者の声を反映する事業として検討を進めています。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

通所事業所に通所されている利用者へアンケート調査を実施するなど、当事者の声を把握するように努めています。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

当町では、第 5 期宮代町障がい者基本計画におきまして「障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導」を重点事業として位置付けています。障がい者が将来にわたって安心して住み続けることができるよう、障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導に向けて支援を進め、引き続き暮らしの場の確保に取り組んでいきます。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

国の指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）には障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした地域生活支援拠点等の整備が示されています。当町では近隣市町とともに広域で設置している埼玉北地区地域自立支援協議会を

通じて地域生活支援拠点等の整備に向けた検討部会を設置し、その中で老障介護の問題を含めた検討を進めているところです。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

当町では、埼玉県の要綱に準じて重度心身障害者医療費助成制度を実施しています。なお、利用者負担はありません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

当町では、平成25年6月1日から町内医療機関の窓口払いを廃止し、現物給付へ移行しています。現物給付の広域化につきましては、医師会との調整が必要なことから、全県実施を前提として県へ働きかけています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

当町では、埼玉県の補助金を活用し、障がい者生活サポート事業を実施しています。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

当該事業は、障がい福祉サービスを補完するものと捉えていますので、県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

当該事業は、障がい福祉サービスを補完するものと捉えておりますので、県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県への働きかけを検討していきたいと考えています。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

当町における福祉タクシー制度及び自動車燃料費助成事業の対象者につきましては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者3障がい共通の支援策として位置づけています。介助者付き添いも含めた利用につきましては、上記対象者が同乗している場合には利用できることとなっています。また、現在のところ、所得制限や年齢制限の導入の予定はありません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

当町では、平成30年4月に策定した、「宮代町避難行動要支援に関する全体計画」に基づき避難行動要支援者の範囲を定めて、避難行動要支援者名簿の作成を行なっているところです。なお、避難行動要支援者名簿の作成においては、家族がいても希望する方については名簿に加えています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

当町では、町内の社会福祉施設等の11施設と福祉避難所の協定を結び、福祉避難所を整備しています。現在、当該施設と福祉避難所の運営等について協議を行なっているところです。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

当町では、食料や生活必需品の供給については、宮代町地域防災計画に定められているところであり、避難所に避難されている方以外の方にも提供できるように配慮されています。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

当町では、平成30年4月に策定した、「宮代町避難行動要支援に関する全体計画」に基づき避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供することとしています。なお、避難支援等関係者とは、地域の特性や実情を理解・把握している自治会・自治防災組織を基本とし、その他、地域に根ざした活動を行なう団体として、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察としています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日時点での待機児童は、他市の保育園を希望し他市から入所不可との回答があった方1人となっております。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

当町では、町内保育園5園にて定員の弾力化での受け入れを行っております。年齢別の入所児童は、0歳児22人、1歳児72人、2歳児93人、3歳児98人、4歳児81人、5歳児80人の合計446人となります。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現在、当町では、土地区画整理事業を行った地域への人口流入等により、未就学児が増えている状況にあり、公立、私立を含め、現存の保育所を維持したまま、新たな整備を行う必要があると考えております。

このため、町では待機児童対策として、宮代町子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育施設整備を推進しているところでございます。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

当町では、公立保育所のうち1か所で、障がい児デイサービスを実施しております。定員は6名となっておりますが、現在のところニーズには対応できている状況です。

引き続き、育成上の不安等を抱えている児童に対して、必要な支援を行って参りたいと考えております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、宮代町には、一時保育を実施している認可外保育施設が1か所ございます。事業所としては、当面、認可施設に移行する意向はないとのことですが、今後、意向希望が出された場合は、必要な支援を行って参りたいと考えております。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

当町では、私立保育所に対しては処遇改善加算（施設型給付費に含まれる加算）の積極的利用を促すように説明を行っております。公立保育所に対しては、今年度から臨時職員の時給の改定を行ったところでございます。

（通常保育 1,100円→1,200円 時間外保育 1,380円→1,500円）

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

今まで保育料の一部として徴収していた給食の材料にかかる費用（副食費）は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、今後においても保育所等を利用する場合は費用を負担していただくことが原則と考えられますが、制度上、利用者の負担軽減として、年間収入360万円未満相当の世帯及び全世界帯の第3子に対しては、副食費を免除することとなっております。

なお、副食費を徴収することに伴い、負担が増加する世帯はありません。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育所につきましては、年1回、事業所に伺い、指導監査を実施しているところ

でございます。また、県等が実施する研修等について、随時、周知を行っております。

町といたしましては、認可外保育所において適切な保育ができるよう、引き続き指導等を行って参りたいと考えております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

公立・民間保育園で弾力的な受入で入所児童数増加の対応をしております。既存公立保育園を縮小や市場化することではなく、児童の受入枠拡大のために民間保育所の誘致を積極的に行っているところでございます。

また、当町では、育児休業取得の場合でも上の子（継続児）に対し、保育の提供を行っております。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

平成31年度入所申請数増に対し、ふじ児童クラブ（笠原小学校内）及びいちょうの木児童クラブ（東小学校内）において適正規模による分離・分割を実施し、平成31年4月1日現在、待機児童なしで受入れしております。

分離・分割の内容といたしましては、ふじ児童クラブについては学校の空き教室（1教室）を新たに学童保育室として使用し、いちょうの木児童クラブについては学校敷地外の民間施設に学童保育室を確保し、分室として運営しております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

指定管理者制度による運営を導入している宮代町かえで児童クラブについては、平成29年度に引き続き平成30年度も放課後児童支援員等処遇改善等事業費を申請し、交付を受けています。

また、町立学童保育指導員の処遇改善についてはこれまでも段階を追って改善してきたところでございます。

直近の改善といたしましては、平成31年4月から、学童保育指導員（非常勤特別職）の報酬を、月額14万3,000円から15万7,000円に、学童保育指導員（臨時職員（資格あり））の賃金を時給945円から1,050円に、学童保育指導員（臨時職員（資格なし））の賃金を時給900円から980円に増額しております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

政府に対し、直接働きかけを行うことは予定しておりませんが、宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、当町学童のサービス低下となることのないよう、運営管理に努めて参りたいと考えております。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

県内では、子ども医療費の対象年齢の拡大等を図っている自治体が見られますが、現在の県の市町村に対する補助金制度は、乳幼児医療補助として、小学校就学前までの児童のみを対象とする補助でございまして、それ以外の対象年齢は、各市町村の単独負担によって制度の拡大がなされているのが実情でございまして。

このため、新たに町単独の費用負担が生じ、財政負担の増大と他分野の施策への影響が懸念される対象年齢拡大の導入については、慎重にならざるを得ない状況でございまして。

また、18歳の年度末まで対象を拡大することは、高校生世代まで対象となりますが、この世代になりますと、小さな子のように感染症にかかりやすい等の状況ではなく、主に大きな病気や怪我が受診の要因になると考えられ、このような場合では高額療養費等の給付もありますことから、そのような制度を有効に使っていただくことで、負担の軽減が図れるものと考えております。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

町といたしましては、これまでも子ども医療費助成制度の対象年齢拡大のための財源を確保するため、県の補助制度の拡大を町村会や関係機関を通じて県へ要望してきたところでございまして。今後も引き続き、同様に要望して参りたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

当町におきましては、生活保護の実施機関は埼玉県東部中央福祉事務所となっており、ケースワーカーが生活保護法に基づき申請者の状況を調査し、最終的な生活保護の要否を判断しています。このため、生活保護の相談を最初に対応し、福祉事務所につなげるのが町の役割となっており、福祉事務所が的確な判断ができるよう必要な情報や状況の把握に重点をおいて対応をしているところです。

なお、「しおり」につきましては、「生活保護は、生存権を保障した憲法第25条の理念に基づく生活保護法による制度であること」などを明記した「しおり」を埼玉県東部中央福祉事務所が作成し、町の窓口において相談等の際に速やかにお渡しして、制度の趣旨を理解していただくよう努めている状況でありますので、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えます。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

当町におきましては、生活保護の実施機関は埼玉県東部中央福祉事務所となっており、ケースワーカーが生活保護法に基づき申請者の状況を調査し、最終的な生活保護の要否を判断しています。このため、生活保護の相談を最初に対応し、福祉事務所につなげるのが町の役割となっており、福祉事務所が的確な判断ができるよう必要な情報や状況の把握に重点をおいて対応をしているところです。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

当町におきましては、生活保護の実施機関は埼玉県東部中央福祉事務所となっており、ケースワーカーが生活保護法に基づき申請者の状況を調査し、最終的な生活保護の要否を判断しています。このため、生活保護の相談を最初に対応し、福祉事務所につなげるのが町の役割となっており、福祉事務所が的確な判断ができるよう必要な情報や状況の把握に重点をおいて対応をしているところです。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい

書式に変えてください。

【回答】

当町におきましては、生活保護の実施機関は埼玉県東部中央福祉事務所となっており、ケースワーカーが生活保護法に基づき申請者の状況を調査し、最終的な生活保護の要否を判断しています。このため、生活保護の相談を最初に対応し、福祉事務所につなげるのが町の役割となっており、福祉事務所が的確な判断ができるよう必要な情報や状況の把握に重点をおいて対応をしているところです。「保護決定・変更通知書」のわかりやすい書式への変更については、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えていきます。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

当町におきましては、生活保護の実施機関は埼玉県東部中央福祉事務所となっており、ケースワーカーが生活保護法に基づき申請者の状況を調査し、最終的な生活保護の要否を判断しています。このため、生活保護の相談を最初に対応し、福祉事務所につなげるのが町の役割となっており、福祉事務所が的確な判断ができるよう必要な情報や状況の把握に重点をおいて対応をしているところです。ケースワーカーの増員については、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えていきます。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

当町におきましては、生活保護の実施機関は埼玉県東部中央福祉事務所となっており、ケースワーカーが生活保護法に基づき申請者の状況を調査し、最終的な生活保護の要否を判断しています。このため、生活保護の相談を最初に対応し、福祉事務所につなげるのが町の役割となっており、福祉事務所が的確な判断ができるよう必要な情報や状況の把握に重点をおいて対応をしているところです。法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底する件については、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えていきます。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

当町では、生活困窮者の対応につきましては、関係部署において連携して対応を行なっているところであり、必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業の実施機関であります埼玉県へつないでいます。